

原議保存期間 10年
(平成25年12月31日まで)

警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整部長

警察庁丁規発第63号
平成15年8月28日
警察庁交通局交通規制課長

「ロボット公道実験円滑化事業」に係る特例措置について

今般、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第3条第3項の規定に基づき「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」(平成15年7月4日閣議決定)が決定されたところであるが、同閣議決定による変更後の「構造改革特別区域基本方針」(平成15年1月24日閣議決定)別表1に定められたみだしの特例措置については下記のとおり取り扱うこととするので、道路においてロボットの歩行又は移動を伴う実証実験をすることにより企業、大学等の研究開発の促進を図る必要があると地方公共団体が認めて同法附則第3条に規定する措置(同基本方針2.(6))に基づく内閣総理大臣による構造改革特別区域計画の認定を申請し、その認定を受けたときは、こうした実証実験に係る道路使用許可の手続が円滑化するよう所要の措置を講じられたい。

記

1 都道府県公安委員会規則の改正

道路交通法第77条第1項第4号の規定に基づく都道府県公安委員会規則を改正し、同項の警察署長の許可を受けなければならない行為として道路におけるロボットの歩行又は移動を伴う実証実験を加えることにより、当該行為が道路使用許可の対象となることを明らかにすること。

2 道路使用の許可

(1) 認定を受けた構造改革特別区域計画にかかわる実証実験について道路使用許可の申請があったときは、実証実験の態様及び公益性、ロボットの運動性能、周辺の道路交通の状況等を総合的に勘案し、当該申請に係る行為が同条第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは、必要に応じて適切な許可条件を付した上で許可をすること。

(2) 許可をして道路においてロボットを歩行又は移動させるときは、他の車両又は歩行者との衝突事故を防止するため、できる限り実証実験にかかわりのない一般の車両又は歩行者の通行を規制することにより、実証実験が

円滑に実施できるようにすること。特に、歩車道の区別のない道路又は車道の進行又は横断を認めるときは、必ず一般の自動車の通行を規制すること。

- (3) 交通規制を行うことなくロボットと一般の歩行者又は自転車を歩行者専用道路等において混在して通行させようとする許可申請については、衝突事故の発生のおそれ、ロボットの大きさ、重量、速度等から予測される衝突時の身体への危害の発生のおそれ、申請者が行う事故防止対策の内容等を慎重に見極めながら、許可の可否及び許可条件を検討すること。